

27年度登録販売者試験の配置に関する問題

発行：日本置き薬協会 事務局

既存配置の継続を掲げる当協会の代表である私（有馬）は、登録販売者になるのを今迄、頑なに拒んできた。しかし、27年度試験の合格者を最後に、自らが区域管理者となって新配置の販売業許可が取得出来なくなる事に今後への一抹の不安を覚え、東京都の登録販売者試験に臨んだ。幸いにも合格し、先日、登録を終えた。

試験会場の法政大学構内では、私のような60歳台の受験者は稀で、ほとんどが20歳台の男女。彼らが合格しセルメデの担い手として活躍するのを願ったが、合格率40%では、志、半ばの方々も多かったろう。やはり、難問が多く、手こずったというのが正直な感想である。

さて、薬業研修センター様にご協力頂き、インターネットで閲覧可能な県を含め9種類の今年度試験問題を集め、配置に関する問題を調べた。北海道・東北地方共通、新潟・栃木・茨城・長野共通、東京都、富山・愛知共通、大阪府、奈良県、兵庫県、中国地方共通、香川県である。

これらの全てに配置に関する問題があり、このような形で配置の存在を認められている事は、喜ばしいことである。問題は、いくつかの文章の内容の正誤から、正しい文章の組合せ番号を選択する形式で、難易度はまちまちであるものの、四つの文章から五つの正誤の組合せの一つ選ぶという東京の問題を掲載させて頂く。

問52 配置販売業に関する次の記述の正誤について、正しい組合せはどれか。

- a 配置販売業は、購入者の居宅等に医薬品を予め預けておき、購入者がこれを使用した後でなければ代金請求権を生じないといった販売形態である。
- b 配置販売業者又はその配置員は、その住所地の都道府県知事が発行する身分証明書の交付を受け、かつ、これを携帯しなければ、医薬品の配置販売に従事してはならない。
- c 配置販売業者が、店舗による販売又は授与の方法で医薬品を販売等しようとする場合には、別途、薬局の開設又は店舗販売業の許可を受ける必要はない。
- d 配置販売業者又はその配置員は、医薬品の配置販売に従事したときは、配置販売業者の氏名及び住所等、従事後30日以内に、配置販売に従事している区域の都道府県知事に届け出なければならない。

	a	b	c	d
1	正	正	誤	誤
2	誤	正	正	正
3	誤	誤	誤	正
4	正	誤	正	誤
5	正	正	御	正

因みにdは、「配置従事届け」と呼ばれる書類である。

本件に関するお問合せ先 **日本置き薬協会 事務局**

〒114-0023 東京都北区滝野川3-56-9

TEL. 03-5974-6227 FAX. 03-3917-9081

日 置 協